

ID: 207

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町公共下水道条例 第30条第1項		
例規番号	平成17年条例第146号		
<p>【根拠条文】 (手数料) 第30条 町長は、第6条に定める指定工事店の指定について、申請者から1件につき、3,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。</p> <p>3 既納の手数料は、返還しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日